

「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」実施についてのお願い

国土交通省では、ディーゼル黒煙クリーンキャンペーンを「自動車点検整備推進運動」にあわせて実施しております。

同省より調査協力依頼がありましたので、定期点検等で入庫した車両について、下記の要領に基づき点検を実施していただき、その結果をFAXしていただきますようお願いいたします。

1. 実施期間：平成 18 年 10 月 1 日～10 月 31 日
2. (1) 黒煙測定器を使用して点検前と点検後の黒煙濃度を測定してください。
(対象事業場：黒煙測定器を保有する事業場)
- (2) エアクリーナーの清掃又は交換の必要性のチェックを行ってください。
11 月 2 日(木)までに点検結果表を振興会事業課宛 FAX してください。

ディーゼル車点検結果表

(社)東京都自動車整備振興会 事業課 行き (FAX 03 - 5365 - 9224)

1. 黒煙

調査実施事業場の認証番号: 1 -

	点検前 (%)	点検後 (%)

2. エアクリーナー

足りない場合はコピーしてお使いください

エアクリーナーを清掃した車両数	台
エアクリーナーを交換した車両数	台
エアクリーナーを清掃、交換が必要なかった車両数	台